

議第1号議案

つくば市審議会等の会議の公開に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月22日

提出者	つくば市議会議員	永井悦子
賛成者	つくば市議会議員	瀬戸裕美子
	〃	金子和雄

つくば市審議会等の会議の公開に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開することで、広く市政に関する市民の知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参加を促進し、開かれた市政を推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この条例の対象とする会議は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関として設置した審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関の会議
- (2) 前号に掲げるもののほか、執行機関が、市民、学識経験者等から、意見、知見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱、規則等により

設置した審議会、検討委員会、懇話会等の機関（以下本号の機関及び前号の機関を「審議会等」という。）の会議

（会議の公開の原則）

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

（不服申立て等に係る会議の非公開）

第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て等に係る会議は、非公開とする。ただし、当該会議における口頭審理等（審議会等が不服申立人等から意見等を聴取する審理等をいう。）について当該申立人等から公開の申立てがある場合においては、審議会等は、会議に諮り、当該口頭審理等を公開することができる。

（非公開とすることができる会議）

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 個人に関する事項であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 事業を営む個人の当該事業に関する事項

イ 公務員の職務の遂行に係る事項に含まれる当該公務員の職に関する事項

ウ 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する事項であつて、公開することが公益上必要なもの

(2) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であつて、当該法人等又は当該個人にとって明らかに不利益を与えるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要な事項

イ 法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ず

る支障から市民の生活を保護するため公開することが公益上必要な事項

- (3) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずる事項
- (4) 国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）からの協議、依頼等に関する事項であって、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの
- (5) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における事項であって、公開することにより当該審議、検討、調査研究等に支障が生ずるもの
- (6) 実施機関又は国等が行う監査、検査、契約、交渉、争訟、試験、職員の身分取扱い、その他の事務事業に関する事項であって、公開することにより、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該事務事業の目的が阻害されるもの
 - イ 特定のものに明らかに利益又は不利益を与え、公平を害するもの
 - ウ 関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれるもの
 - エ 当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるもの
- (7) 法令等の定めるところにより、公開することができない事項

（会議開催の事前公表）

第6条 実施機関（審議会等が設置されている市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題及びその概要
- (4) 公開又は非公開の別
- (5) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めた事項

(会議の傍聴)

第7条 何人も、第4条又は第5条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 傍聴人は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなくてはならない。

(会議資料の提供)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、当該会議に付する会議資料（つくば市情報公開条例（平成10年つくば市条例第20号）第9条各号に該当する情報が記載されているものを除く。）を傍聴人に配付又は閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧及び公開)

第10条 実施機関は、その定めるところにより、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

2 前項の会議録は、市のホームページで公開するものとする。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年1回審議会等の公開状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、一般に公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 審議会等の会議の公開について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行し、会議の公開に関しては、同日以後に第6条の規定に基づき公表する審議会等の会議から適用する。